8　国際研修協力官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうちアジア太平洋統計研修所において行われる研修の実施に関する協力に係るものを助ける。

9　国際統計企画官は、命を受けて、国際統計管理官の職務のうち国際統計に関する重要事項についての企画及び立案を助ける。

10　恩給経理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　恩給の支給及び恩給に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

二　恩給の支給に要する資金の交付に関すること。

三　恩給に関する事務に係る会計に関すること。

11　恩給審理官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　恩給に関する異議申立て、審査請求及び訴訟に関すること。

二　恩給審査会の庶務に関すること。

12　恩給相談官は、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち恩給に関する相談に関する事務を助ける。

13　受給・債権調査官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　恩給の受給権調査に関すること。

二　高額所得のある場合における普通恩給の停止に関すること。

三　恩給の受給者の現況台帳の作成及び管理に関すること。

四　恩給の過払金の処理に関すること。

14　恩給支給官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　恩給の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。

二　恩給を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。

三　恩給の未支給金の処理に関すること。

四　恩給を担保とする貸付けに関すること。

15　情報処理調整官は、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち恩給に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（恩給顧問医）

第七十五条の二　本省に、恩給顧問医を置くことができる。

2　恩給顧問医は、恩給を受ける権利の裁定に関する事務のうち医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画する。

3　恩給顧問医は、非常勤とする。

第二百三十三条第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　内閣法（昭和二十二年法律第五号）第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

第二百四十七条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　内閣法第二十七条の規定により管区行政評価局に属させられた事務

第二百五十八条中「第二百四十七条第一号」の下に「及び同条第二号イ」を「並びに同条第三号イ」に改める。

第二百六十一条第二項及び第二百六十一条の二中「第二百四十七条第一号」を「第二百四十七条第二号」に改める。

第二百六十三条第二項中「掲げる事務」の下に「及び同条第二号に掲げる事務」を加える。

第二百六十四条中「第二百四十七条第一号」の下に「及び第二号」を加える。

第二百七十条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　内閣法第二十七条の規定により沖縄行政評価事務所に属させられた事務

附則第三条から第九条までを次のように改める。

第三条から第九条まで　削除

附則第十条を削り、附則第十条の二を附則第十条とする。

附則第十五条の次に次の七条を加える。

（恩給経理官の職務の特例）

第十五条の二　恩給経理官は、第七十五条第十項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国会議員の互助年金及び互助一時金（以下「国会議員互助年金等」という。）の支給及び国会議員互助年金等に関する事務の処理に係る経費の予算及び決算に関すること。

二　国会議員互助年金等の支給に要する資金の交付に関すること。

三　国会議員互助年金等に関する事務に係る会計に関すること。

（恩給審理官の職務の特例）

第十五条の三　恩給審理官は、第七十五条第十一項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する異議申立て及び訴訟に関する事務を助ける。

（恩給相談官の職務の特例）

第十五条の四　恩給相談官は、第七十五条第十二項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給企画管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する相談に関する事務を助ける。

（受給・債権調査官の職務の特例）

第十五条の五　受給・債権調査官は、第七十五条第十三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国会議員の互助年金の受給権調査に関すること。

二　高額所得のある場合における国会議員の普通退職年金の停止に関すること。

三　国会議員の互助年金の受給者の現況台帳の作成及び管理に関すること。

四　国会議員互助年金等の過払金の処理に関すること。

（恩給支給官の職務の特例）

第十五条の六　恩給支給官は、第七十五条第十四項各号に掲げる事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち次に掲げる事務を助ける。

一　国会議員互助年金等の支払額の計算及び通知並びに支給に係る源泉徴収に関すること。

二　国会議員の互助年金を受ける権利の消滅に関する事務の処理に関すること。

三　国会議員互助年金等の未支給金の処理に関すること。

四　国会議員の互助年金を担保とする貸付けに関すること。

（情報処理調整官の職務の特例）

第十五条の七　情報処理調整官は、第七十五条第十五項に規定する事務のほか、当分の間、命を受けて、恩給業務管理官の職務のうち国会議員互助年金等に関する事務の処理に関する情報システムの整備及び管理に関する企画及び立案並びに調整に関する事務を助ける。

（恩給顧問医の所掌事務の特例）

第十五条の八　恩給顧問医は、第七十五条の二第二項に規定する事務のほか、当分の間、国会議員互助年金等を受ける権利の裁定に関する事務のうち医学上の専門的な知識経験を必要とするものに参画する。

附則第二十条の二中「第二百四十七条第二号イ」を「第二百四十七条第三号イ」に改める。

附則第二十二条を削り、附則第二十二条の二を附則第二十二条とする。